

介護保険住宅改修 ご利用の手引き

(市民向け)

令和7年1月

太 宰 府 市

目次

概要

① 住宅改修の目的	・・・2
② 給付対象となる住宅改修工事の種類	・・・2
③ 対象要件	・・・3
④ 支給限度額	・・・3
⑤ 申請前の留意点	・・・4
⑥ 住宅改修の手続き	・・・5
⑦ その他	・・・7
■事前申請に必要な書類	・・・8
■完了報告に必要な書類	・・・10

記載例

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（償還払）	・・・12
介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払）	・・・13
住宅改修が必要な理由書	・・・14
住宅改修工事写真	・・・16
住宅改修工事費内訳書（見積書）	・・・17
住宅改修承諾書	・・・18
請求書	・・・20
住宅改修費支給申請取り下げ届出書	・・・21

住宅改修Q&A

1 手すりの取り付け	・・・23
2 段差の解消	・・・23
3 滑り止め防止、移動の円滑化のための床材変更	・・・25
4 引き戸等への扉の取り替え	・・・26
5 洋式便器等への便器の取り替え	・・・26
6 支給申請関係	・・・28
7 ケアハウス等	・・・29
8 その他	・・・29

介護保険制度では、要介護（支援）認定を受け在宅生活をしている人が、安全に自立した生活を続けるため、給付対象となる住宅改修をした場合、申請により、その費用の一部を住宅改修費として支給します。

① 住宅改修の目的

介護保険における住宅改修は、日常生活動作（排泄、入浴、外出等）に本人の能力を活かし、自立した生活に役立つもの、また、介護者の負担軽減を図ることが目的です。

② 給付対象となる住宅改修工事の種類

1、手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）等に転倒予防や移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置するものです。 ※ 取付け工事を伴わないものは対象外。
2、段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室等の床をかさ上げする等の工事です。 ※ 取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」・「福祉用具購入」、浴室内すのこは「福祉用具購入」の対象となります。
3、滑りの防止や、移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更	居室においては畳敷きから板張りやビニール系床材等への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。
4、引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、ドアノブの変更や戸車の設置も対象になります。
5、洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事です。 ※取付け工事を伴わない据置式の腰掛便座は「福祉用具購入」の対象となります。
6、その他 1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	例) 1、手すりの取付けのための壁の下地補強 2、水洗化されている便器の取替えや浴室の段差解消に伴う部分の給排水設備工事 3、床材の変更のための下地補強 4、扉の取替えに伴う壁や柱の補強 5、便器の取替えに伴う床材の変更

③ 対象要件

太宰府市の被保険者が、心身や住宅の状況等から住宅改修が必要なため、以下の要件を満たし、給付対象となる住宅改修を実施した場合に対象となります。

- ・ 要介護（支援）認定を受けており、工事着工日と完了日が認定有効期間内であること。
- ・ 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修であり、実際に居住（生活）している住宅であること。
- ・ 本人が在宅で生活していること。（入院中・入所中・外泊中は不可）
- ・ 住宅改修の着工前に事前申請して、太宰府市より決定通知又は確認通知書を受け取っていること。

注意事項：事前申請を行わずに着工した場合や事前申請後に工事内容を変更した場合、支給対象となりません。

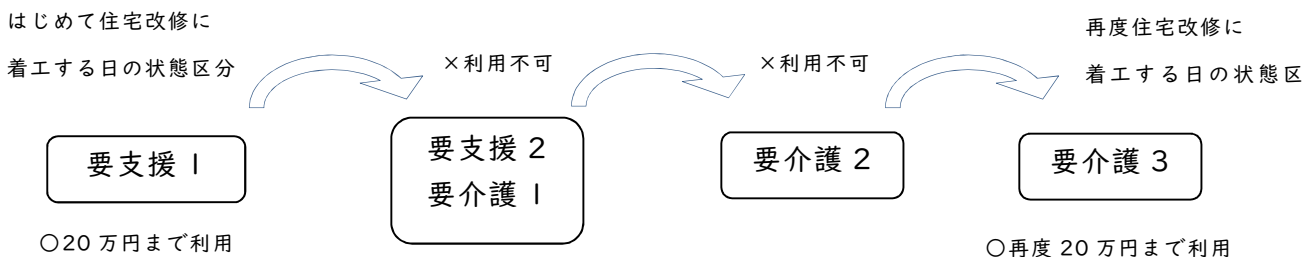
④ 支給限度額

要介護・要支援状態区分にかかわらず、要件を満たす住宅改修に要した費用のうち20万円を上限として、その9割～7割（自己負担額は1割～3割）が支給されます。自己負担割合については、「負担割合証」でご確認ください。20万円を超えた分は全額自己負担となります。限度額に達するまでは複数回工事を行うことができます。

※給付制限を受けている場合を除きます。

また、要介護状態区分が3段階以上上がった時や転居をした場合は、例外として限度額までの支給が再度可能となります。詳しくはお問い合わせください。

例) 要支援1から要介護3になった場合



※要支援2と要介護1は「介護の必要の程度」の段階において同じ区分と考えます。

⑤ 申請前の留意点

1、改修をする目的や具体的目標を明確にしましょう。

漠然とした理由で改修をすると、利用しなかったり、使えなかったりします。その後、身体状況が変化し、本当に必要になった時に限度額まで使い切っており、利用できないことも考えられます。改修をする目的や具体的目標をケアマネジャーや施工業者と共に考えましょう。

2、各部屋や家具の配置の変更、福祉用具の利用も検討しましょう。

居室を変えたり家具の配置を変えたりすることで、改修をせずに目的を果たせたり、最小限の改修費用で済んだりします。

例) 通りやすいように家具の配置を変える。2階の寝室を1階へ変える等。

3、数社に見積もりを出してもらいましょう。

介護保険における住宅改修の業者選択では、見積価格だけでなく、本人の状態にあった資材選びや取付け方、危険防止のための施工法等の専門知識を有しているかを考慮することが必要です。安易に施工業者を選んでしまい、手すり一本で高額な金額を請求され、後になり身体状況が変化し改修したくても限度額を使い切っていた等の事例もあります。施工業者よりきちんと説明を受けましょう。

4、介護認定申請中の方について

要介護(要支援)認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。しかし、支給は認定結果が出てからになります。申請中の方は認定結果が「非該当」の場合は住宅改修の対象となりませんので、改修費用は全額自己負担になります。

5、入院(入所)中の住宅改修について

入院中(入所中)の場合は、住宅改修が必要と認められないので支給されることはありません。一時帰宅中の場合も同様です。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことが必要と考えられる場合は、事前申請を行うことはできます。この場合、支給は退院(退所)してからになります。

6、一時的に身を寄せている住宅等の改修費について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅改修が支給の対象となります。そのため、一時的に子の住宅等に身を寄せている場合は、住宅改修の対象になりません。子の住所に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。

7、新築や増築の場合について

住宅の新築や増築（新たに居室を設ける場合等）または、老朽化や器具の故障等の場合や賃貸住宅の原状回復のための工事は支給対象になりません。

8、本人又は家族等が住宅改修を行う場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は材料の購入費のみが支給対象となります。この場合でも事前申請が必要となり、材料を購入した際の領収書や使用した材料の内訳を記載した書類などを提出して頂くこととなります。

9、複数の対象者がいる場合

介護保険の住宅改修の限度額は、対象者ごとに管理されます。一軒に複数の対象者がいる場合、一人ひとりに合った改修が必要ですので、それぞれが支給申請することができます。ただし、大きな金額がかかるからと、同一の工事について、複数で分割して請求することはできません。

10、被保険者が工事着工後に入院した場合

住宅改修に着工し、完了前に被保険者が容態急変等の理由によって入院した場合、入院するまでに完成した部分までが給付対象となります。

⑥ 住宅改修の手続き

■ 支給申請種類

支給申請は2通りの方法があります。

償還払い…被保険者がいったん工事費用の全額を負担し、申請により被保険者へ介護保険給付の9割～7割分を払い戻す方法です。

受領委任払い…被保険者が事業者へ介護給付費の受領を委任することで、費用（限度額以内）の1割～3割分だけを事業者へ支払い、残りの9割～7割分は市が事業者へ直接支払うものです。

※給付制限を受けている人は原則として、受領委任払いの利用はできません。

■ 申請の流れ

1. 相談

要介護（支援）認定を受け、在宅で生活している被保険者本人または家族から、ケアマネジャーや施工業者へ改修したい旨の相談をします。現地確認に来てもらい、目的を明確にして、ケアマネジャー等へ住宅改修理由書の作成を依頼します。

※ 介護サービスを利用していない被保険者は、太宰府市地域包括支援センター（電話929-3211）に相談してください。

2. 事前申請

事前申請に必要な書類を市介護保険担当窓口へ提出します。書類の提出をケアマネジャーや施工業者等が代行できます。

<必要書類>

- ① 申請書 償還払い…介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
受領委任払い…太宰府市介護保険居宅介護（予防）住宅改修申請書（受領委任払）（様式第1号）
- ②住宅改修が必要な理由書
- ③改修前の写真
- ④工事費内訳書（見積書）
- ⑤家屋の図面等
- ⑥所有者の承諾書（所有者が本人以外の場合に必要です。）
- ⑦理由書作成者の資格を証明するもの（理由書作成者がケアマネジャー等以外の場合）

※詳しくは8、9ページをご参照ください。

3. 住宅改修の着工

事前申請で提出された書類の確認が終わると、市介護保険担当より事前確認通知書等を発送します。必ず、通知書を受け取ってから着工するようにしてください。

※ 申請の種類によって、通知書が異なります。

償還払い…【被保険者宛】住宅改修事前確認通知書

受領委任払い…【被保険者宛】住宅改修費支給決定通知書（様式第2号）、住宅改修費給付券

【施工業者宛】介護保険住宅改修費の給付決定について、請求書（様式第6号）

※ 事前申請と異なる工事を行った場合は、住宅改修費を支給することができません。変更が必要な場合は、必ず市介護保険担当へ連絡し、変更の確認を受けてください。

4. 住宅改修の完了

住宅改修の完了後、被保険者は施工業者へ住宅改修費用の支払いをします。

受領委任払いの場合は、署名した給付券を施工業者へ渡します。

5. 完了報告

完了報告に必要な書類（10ページ参照）を市介護保険担当窓口へ提出します。書類の提出をケアマネジャーや施工業者等が代行できます。

完了報告時に提出された書類の確認等を行った後、市から住宅改修費の支給を行います。

完了後は速やかに完了報告を行ってください。領収日の翌日から2年を過ぎると支給はできません。

⑦ その他

■ 住みよか事業

高齢者の自立促進、および介護者の負担軽減に配慮した住宅改造工事に対し、費用を予算の範囲内で助成します。

対象者：介護認定（要支援を含む）を受けた高齢者等で、介護保険の住宅改修制度（限度額20万円）を使い切っており、所得要件を満たす人。ただし、介護保険の住宅改修制度の残額を含めて、同時に申請も可能です。

※介護認定（要支援を含む）を受けていない人でも、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人は障害福祉の住みよか事業の対象となる場合があります。

所得要件：改造工事予定の建物に住む世帯全員の当該年度住民税が非課税であること。（申請日が4月～6月末日の場合は、前年度分）

助成額：1住宅につき30万円を限度とします。（助成は1回のみ）

対象工事：玄関、廊下、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の手すり・スロープの設置及び段差の解消等で、高齢者等の自立を促進し介護者の負担が軽減される工事。市職員が現地を確認し、アドバイス等をします。

■ 事前申請に必要な書類

	提出書類	留意事項	参照 ページ (記載例)
1	<p>【償還払い】介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書</p> <p>【受領委任払い】太宰府市介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払）（様式第1号）</p>	<p>① 申請印は印影がはっきりしていること。 ※直筆で署名した場合には、捺印は不要です。</p> <p>② 口座は原則被保険者本人の口座であること。 （口座を開設していない等の理由で、家族の口座への振込みを希望する場合は、委任状を提出すること。）</p> <p>③ 被保険者証等を参考に正確に記載すること。</p> <p>※受領委任払の場合は口座を記載する欄はありません。</p>	12 13
2	住宅改修が必要な理由書	<p>① 理由書の記載は、次の者が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー ・作業療法士 ・理学療法士 ・福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者 ・市町村が行う福祉用具住宅改修支援事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健、医療または建築の専門家 <p>② 原則的に被保険者が契約する居宅介護支援事業者等に所属するケアマネジャーが記載すること。 （被保険者を担当するケアマネジャーが記載しない場合は、確認欄にケアマネジャーの署名または押印をもらうこと。）</p>	14、15
3	改修前の写真	<p>① 日付入りのカラー写真であること。カメラに日付機能がない場合は黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること。</p> <p>② 改修予定箇所全ての写真を提出すること。改修箇所ごとに改修予定部分全体が確認できること。 （手すりの設置場所を示すテープを貼付したり、段差がわかるように物差しを置いたりして撮影する。）</p> <p>③ 台紙等に貼って改修箇所等を記載すること。</p>	16 任意様式可

4	工事費内訳書 (見積書)	<p>① 工賃と材料費を適切に区分すること。介護保険適用の工事と適用外の工事がある場合は、適用部分がはっきりとわかるように記載すること。</p> <p>② 材料費については、材質・サイズなどの規格や数量・単価など可能な限り詳細を記載すること。既製品を利用する場合は、必ずカタログのコピーを添付すること。</p> <p>③ 住宅改修の種類を明記すること。</p> <p>④ 諸経費の記載はできる限り詳細に記載すること。</p>	17 任意様式可
5	図面等	<p>① 見取り図等に改修箇所と内容を記載すること。 (特に段差の解消においては、改修前後で、何ミリの段差をどのような方法で解消し、結果として何ミリの段差になるのか等、わかりやすく記載すること。)</p> <p>改修箇所ごとに番号等を付けます。なお、別に同じ番号を工事費内訳書(見積書)と写真に記載すること。</p> <p>② 部屋名は、「住宅改修が必要な理由書」・「工事費内訳書(見積書)」・「住宅改修前後の写真」において統一したものを使用すること。</p>	
6	所有者の承諾書	<p>① 家屋の所有者が本人以外の場合に提出すること。 ※様式は2種類用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者が本人以外の家族の場合 ・賃貸契約を結んでいる場合 	18 19
7	理由書作成者の資格を証明する書類	<p>① 理由書作成者がケアマネジャーや地域包括支援センター職員以外である場合に提出。 例) 住環境コーディネーター資格証のコピー等</p>	

■ 完了報告に必要な書類

	提出書類	留意事項	参照 ページ (記載例)
1	請求書 【償還払い】 任意の様式 【受領委任払い】 様式第6号	① 口座は原則被保険者本人の口座であること。 (請求明細は記載しないでください。) (口座を開設していない等の理由で、家族の口座への振込みを希望する場合は、委任状を提出すること。) ※受領委任払の場合は事前確認後に施工業者に郵送した請求書を使用し、事業所名、代表者氏名を記載すること。	任意様式可 20
2	領収証(原本)	① 宛名は被保険者本人であること。 ② 印紙が適切に貼付してあること。 ③ 介護保険対象分の金額が分かるように記載されていること。 ④ 受領委任払いの場合は、利用者負担分の額であること。 ※領収証は市介護保険担当窓口において複写し、原本はお返しします。	
3	改修後の写真	① 日付入りのカラー写真であること。カメラに日付機能がない場合は黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること。 ② 改修箇所全ての写真を提出すること。改修箇所ごとに改修した部分全体が確認できること。 ③ 改修前写真と同じ方向から撮影する等、改修前後を対比できるような写真であること。 ④ 台紙等に貼って改修箇所等を記載してください。	16 任意様式可
4	給付券(様式第3号)	① 受領委任払いの場合、署名された給付券を被保険者から受け取り、請求書に添付すること。 償還払いの場合は必要ありません。	
5	本人確認ができるもの	① 運転免許証など。 ※令和4年4月1日から請求書の押印を廃止しました。それに伴い、窓口で請求書を受理する際に請求書提出者の本人確認が必要となりました。	
6	住宅改修費支給申請取下げ届出書	① 申請を取下げの際に提出すること。	21

記載例

様式は太宰府市ホームページからダウンロードできます。
ご活用ください。

住宅改修

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書

		要介護度	支1 支2・1・2・3・4・5									
フリガナ	タサイフ ハナコ	保険者番号	4 0 2 2 1 4									
氏名	太宰府 はなこ	被保険者番号	0	0	0	0	6	5	4	3	2	1
生年月日	明・大・ 昭 12年 3月 4日	性別	男・ 女									
住所	〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号 電話番号 092-921-2121											
住宅の所有者	太宰府 一郎	被保険者との関係(夫)										
改修の内容・箇所及び規模	・手すりの設置 (玄関までの移動経路、浴室内、寝室の壁面) ・段差の解消 (寝室の敷居にスロープ)	施工事業者名	観世音寺工務店									
		工期(予定)	令和元年 11月 11日 ~ 令和元年 11月 11日									
		着工日・完成日	年	月	日	着工日完了						
改修費用	90,000 円											

太宰府市長 様
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)住宅改修費の支給を申請します。

令和元年 11月 1日

住所 太宰府市観世音寺1丁目1番1号
申請者 氏名 太宰府 はなこ

印

申請者が直筆で署名をした場合には捺印は不要です。

電話番号 092-921-2121

注意 ・ 工事終了後に、領収書・完成後の写真(※日付入り)・請求書を提出してください。
・ 申請後に工事の内容、金額が変更になる場合には再申請が必要です。

居宅介護(予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	銀行 農協			本店 支店 出張所			種目	口座番号												
	金融機関コード			店舗コード				1. 普通預金												
							2. 当座預金													
							3. その他													
	ゆうちょ銀行						記号	番号												
							1	7	4	5	0	-	0	0	0	5	4	3	2	1
	口座名義 (カタカナ)			太宰府 はなこ タサイフ ハナコ																

※保険者チェック欄

<着工前>

- 介護度(着工予定日現在)
- 承諾書
- 理由書(内容確認を!!)
- 着工前写真(日付入り)・平面図
- 内訳書(見積書)
- 本人の状態確認(審査資料 問い合わせ 他)
- その他(在宅 入院 転居前 申請中)
- 居宅介護支援事業者(年 月 日)
- 支給限度額確認(履歴なし あり 年 月 日 円)

<完成後>

- 介護度(着工日現在)
- 着工日・完了日
- 領収書
- 完了後写真(日付入り)
- 請求書(請求人の確認、金額確認)
- その他の状態が解消した日(年 月 日)

太宰府市介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払)

フリガナ	ダザイフ ハナコ	保険者番号					4	0	2	2	1	4
被保険者氏名	太宰府 はなこ	被保険者番号	0	0	0	0	6	5	4	3	2	1
生年月日	明・大・ 昭 12年 3月 4日	性別	男・ 女	介護度	支 1・支2・1・2・3・4・5							
住所	〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号 電話番号 092-921-2121											
住宅所有者	太宰府 一郎 被保険者との関係(夫)											
改修の内容・箇所(具体的に)	・手すりの設置 (玄関までの移動経路、浴槽内、寝室の壁面) ・段差の解消 (寝室の敷居にスロープ設置)	施工事業者名	観世音寺工務店									
		工期(予定)	令和元年 11月 11日 ~ 令和元年 11月 11日									
		着工日・完成日	年 月 日着工日完了									
		改修費用	90,000円									

太宰府市長 殿

上記のとおり関係書類を添えて、住宅改修費の支給を申請し、その請求及び受領を下記の者に委任します。
なお記載内容に変更が生じた場合は、変更申請を行うことを誓約します。

令和元年 11月 1日

申請者 住所 太宰府市観世音寺1丁目1番1号
氏名 太宰府 はなこ

申請者が直筆で署名をした場合には捺印は不要です。

印 電話番号 092-921-2121

太宰府市介護保険居宅介護(予防)住宅改修費の受領委任払いに関する規則を承知し、代理受領することについて、申し出ます。

令和元年 11月 1日

受領者 住所 太宰府市観世音寺〇丁目〇番〇号
施工事業者名 観世音寺工務店
代表者 氏名 代表取締役 観世音寺 太郎

受領者が直筆で署名をした場合には捺印は不要です。

印 電話番号 092-921-2121

※添付書類(提出時にチェックしてください。)

- 工事内訳書(詳細) 理由書 改修前の写真(日付入り) 平面図
- 承諾書 ※改修を行った住宅の所有者が被保険者でない場合は、所有者の承諾書を添付してください。(家族の場合も必要となります。)

注意

申請書に記載された内容以外の工事及び金額の変更は認められません。申請後、工事の内容及び金額等に変更が生じた場合には必ず着工前に変更申請をし、市の承認を受けてください。承認を受けずに変更等を行った場合には、受領委任払いでの支給はできませんのでご了承ください。

完成後は「給付券」の裏面に記載している必要書類を提出してください。

※保険者チェック欄

<着工前>

- 介護度(着工予定日現在)
- 本人の状態確認(審査資料 問い合わせ 他)
- その他(在宅 入院 転居前 申請中)
- 居宅介護支援事業者
(年 月 日)
- 支給限度額確認
(履歴なし あり 年 月 日 円 13)

<完成後>

- 介護度(着工日現在)
- 着工日・完了日
- 完了後写真(日付入り)
- 領収書
- 給付券
- 請求書(請求人の確認、金額確認)
- その他の状態が解消した日(年 月 日)

住宅改修工事写真

(改修前 ・ 改修後)

<p>改修箇所 (廊 下) 撮影番号 ①</p>	<p>写真</p> <p>日付</p>
<p>改修箇所 (浴室) 撮影番号 ②</p>	<p>日付</p>
<p>改修箇所 (寝室) 撮影番号 ③</p>	<p>日付</p>

※家屋の所有者が本人以外の家族の場合

令和元年 11月 1日

住宅改修承諾書

下記の被保険者の介護に伴い、私が所有する住宅(1)を改修することを承諾します。

被保険者氏名	太宰府 はなこ
--------	---------

(1)住宅	所有者氏名	太宰府 一郎	
	所在地	太宰府市観世音寺1丁目1番1号	
(2)住宅改修の概要	住宅改修の種類(該当番号に○)		内容・詳細
	①	手すりの取付け	・手すりの設置 (玄関までの移動経路、浴室内、寝室の壁面) ・段差の解消 (寝室の敷居にスロープ)
	②	段差の解消	
	③	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	
	④	引き戸等への扉の取替え	
	⑤	洋式便器等への便器の取替え	
⑥	その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		

上記について、承諾いたします。

住宅所有者が直筆で署名をした場合には捺印は不要です。

住宅所有者

氏 名 太宰府 一郎

印

※賃貸契約を結んでいる場合

令和元年11月11日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)

住所 太宰府市観世音寺〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇 様

賃借人が直筆で署名をした場合には捺印は不要です。

(賃借人)

住所 太宰府市観世音寺1丁目1番1号

氏名 太宰府 はなこ

印

私が賃借している(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の通り行いたいので、承諾をお願いします。

記

(1)住宅	所有者氏名	〇〇 〇〇	
	所在地	太宰府市観世音寺1丁目1番1号	
(2)住宅改修の概要	住宅改修の種類(該当番号に○)		内容・詳細
	①	手すりの取付け	・手すりの設置 (玄関までの移動経路、浴室内、 寝室の壁面) ・段差の解消 (寝室の敷居にスロープ)
	②	段差の解消	
	③	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	
	④	引き戸等への扉の取替え	
	⑤	洋式便器等への便器の取替え	
⑥	その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		

承諾書

上記について、承諾いたします。
(なお、退去する際には現状復帰することを約束します。)

令和元年11月1日

(賃貸人)

住所 太宰府市観世音寺〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

印

賃貸人が直筆で署名をした場合には捺印は不要です。

(注)

1. 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
2. 「(1)住宅」の欄は、契約書頭書を参考にしながら記載してください。
3. 承諾にあたっての確認事項があれば、「なお、」の後に記載してください。

介護保険住宅改修費にかかる請求書

令和 年 月 日

太宰府市長 殿

空欄でかまいません。

債権者番号 _____

住所 太宰府市観世音寺〇丁目〇番〇号

施工事業者名 観世音寺工務店

代表者氏名 代表取締役 観世音寺 太郎

別紙の給付券のとおり、住宅改修工事を完了したので、その給付額に相当する下記金額を振り込んでくださいますよう請求いたします。

請求金額 81,000 円

(被保険者 太宰府 はなこ 分)

金融機関名	太宰府				<u>銀行</u> 農協 信用金庫 信用組合	支店名	太宰府			<u>本店</u> <u>支店</u> 出張所
金融機関コード	1	2	3	4	/	支店コード	5	6	7	
種目	<u>1. 普通口座</u>		2. 当座預金			口座番号	1234567			
フリガナ	カンゼオンジコウムテン ダイヒョウトリシマリヤク カンゼオンジ タロウ									

検収 令和 年 月 日

令和 年 月 日

太宰府市長 様

取下げ申出者

住 所 太宰府市観世音寺〇丁目〇番〇号

氏 名 観世音寺工務店

代表取締役 観世音寺 太郎 印

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請取下げ届出書

取下げ申出者が直筆で署名をした場合には捺印は不要です。

令和元年 11 月 1 日 付けの介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請については、下記のとおり取下げます。

記

- 1 被保険者番号 0000654321
- 2 被保険者氏名 太宰府 はなこ
- 3 改修費用 90,000 円
- 4 取下げ理由 入院することになり、工事の必要がなくなったため。

取下げ申出者は、申請者、施工事業者のどちらでも構いませんが、双方が取下げを了解しているものとして、受け付けます。

住宅改修 Q & A

1 手すりの取り付け

- 1) Q、手すりの取り替え工事について
介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したため、手すりを交換する場合は介護保険の給付対象となるか。
A、老朽化したとの理由であれば認められない。
- 2) Q、ねじを使用しない手すりについて
住宅改修における手すりの取り付けには、ねじで止めることが必要とあるが、特許を取得した固定剤(エポキシ剤)による取り付けは住宅改修にあたるか。
A、住宅改修にあたりと考えられる。
- 3) Q、段差解消・手すりについて
玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。
A、なる。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
- 4) Q、手すりの位置の移動について
本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移動が必要となった場合は、住宅改修の支給対象となるか。
A、工賃(補修費を含む)のみ支給対象となる。
- 5) Q、手すりの形状について
円柱型などの握り手すりのほか上部平坦型(棚状のもの)もあるが住宅改修の支給対象となるか。
A、支給対象となる。高齢者によっては握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体に応じて手すりの形状を選択することが重要。
- 6) Q、2階への階段への手すりについて
2階に上がる階段に手すりがないが支給対象となるか。
A、生活空間は1階を中心に考えて1階の生活スペースを確保することを優先するが、日常生活上の動線を確認し、利用者にとってどうしても必要と思われる時は、申請を行う前に必ず保険者に相談をすること。

2 段差の解消

- 1) Q、玄関以外のスロープについて
居室から屋外へ出るため、掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象工事となるか。
また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。
A、玄関にスロープを設置する場合と同様、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として住宅改修の対象となる。
- 2) Q、段差の解消について
玄関から道路までの通路の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。
A、玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
- 3) Q、玄関の段差解消に伴う床の解体費について
玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある

場合、その床の解体費についても段差解消に必要な経費として住宅改修費の支給対象に出来るか。

A、付帯工事として取り扱って差し支えない。

4) Q、住宅改修における「玄関まわり」の範囲について

住宅改修における「段差の解消」について、住宅の出入り口に関しては「玄関まわり」との記載があるが、玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃き出し窓、縁側等から車椅子での出入りを行っている場合、当該掃き出し窓、縁側と地面との段差解消について、住宅改修費給付の対象と出来るのか。

A、玄関にスロープを設置する場合と同様に、段差の改修として住宅改修の対象となる。

5) Q、住宅改修の範囲(ユニットバス)について

浴室の改修について、段差解消、滑りにくい床材への変更や手すりの取り付け等のため、従来からの浴槽を改修するのではなく、ユニットバス(壁、床、天井、浴槽が一体のもの)のように丸ごと購入設置により取り替える場合も、住宅改修費として算定してよいのか。または、全体的に取り替える場合は、この費用を算定し、その部分において改修費とするのか。(ただし、給付対象額の算出は購入設置費用総額を面積で按分する)

A、按分することが可能であれば、給付の対象とすることが出来る。

6) Q、浴室の段差解消工事について

床段差を解消するため浴室にすのこを製作し、設置する場合は給付対象となるか。

A、浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室すのこ(浴室に置いて浴室の床の段差解消が出来るものに限る)に該当するものが考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

7) Q、上がり框の段差緩和工事について

上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は給付対象となるか。

A、式台については、持ち運びが容易でないものは段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は段差の解消として住宅改修の対象となる。

8) Q、段差解消機等の設置について

昇降機・リフト・段差解消機等の設置は住宅改修の対象となるか。また、動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが、動力によらず、手動の場合は支給の対象となるのか。

A、昇降機・リフト・段差解消機といった動力によって段差を解消する機器の設置工事は住宅改修の支給の対象外となる。たとえ、手動であっても対象とならない。なお、リフトについては、移動式、固定式、または設置式の場合は移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

9) Q、スロープにかえて使用する昇降機について

スロープが設置できない場合、スロープにかえて設置する昇降機等は給付の対象とはならないのか。宅地の関係でスロープを設置できない場合はどうなるのか。

A、昇降機については、現在福祉用具貸与の対象にもなっていない。勿論、住宅改修の対象でもない。

10) Q、ベランダの段差解消について

要支援の認定を受けている一人暮らしの高齢者が、洗濯物を干す等のためベランダから出入する必要がある場合に、ベランダと部屋の段差解消を住宅改修として認められるか。

A、ベランダと部屋間の段差の解消も移動という基本動作を支援するためのものであるので、住宅改修費の支給対象となる。

11) Q、移動の妨げになる土間について

同一建物内で居室から便所に至るまでの間に土間があり、移動の妨げになっている場合に、この土間に板を張って通路を確保する工事は床段差の解消として保険給付の対象となるか。

A、対象となる

12) Q、既存の段差を削って段差解消した場合も段差解消となるか

玄関の上がり框に20数 cm の段差があり、本人の身体状況からして段差解消の必要性が認められる場合において、玄関のタタキ部分の面積が狭隘なため、通常の式台を設置すると出入がしにくくなるような場合、框部分を削って段差を解消するための式台を設置するスペースを確保したような場合、段差の解消となるか。

A、段差の解消となる

3 滑り止め防止、移動の円滑化等のための床材変更

1) Q、通路面の材料の変更について

通路面の材料の変更についてはどのような材料が考えられるのか。またこの場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

A、例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装(インターロッキング仕様を含む)等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象となる。舗装によっては耐用年数があるため、費用だけで決めずに、きちんと検討すること。

2) Q、通路面の材料の変更について

通路面について、すべりの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。

A、いずれも通路面の材料の変更として住宅改修の対象となる。

3) Q、廊下の床の取り替えについて

廊下の床の取り替えについては、住宅改修告示について「すべりの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となっているが、車椅子の通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象と考えていいのか。

A、老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗を理由とするのであれば改修の対象外。

4) Q、床材の表面加工について

滑りの防止を図るための床材の表面加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給の対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

A、いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

5) Q、設置工事の必要のない滑り止めのための床材について

工事や取り付け作業を要さず、(床への貼り付けや釘止めも不要)、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず、段差解消にも該当しないことから住宅改修の対象とはならず、特定福祉用具にも該当しないことから保険給付の対象とならないと考えがよろしいか。

A、前述の考えの通り、床に置くだけであれば住宅改修にも福祉用具の購入にも該当しない。

4 引き戸等への扉の取り替え

1) Q、扉の取り替えについて

門扉の取り替えは、住宅改修の取り替えに該当するか。

A、身体的な改善のための理由であれば引き戸等への扉の取り替えとして支給対象となる。

2) Q、扉の工事について

扉そのものは取り替えないが、左開きの戸を右開きに変更する工事は住宅改修の対象となるか。

A、扉そのものを取り替えない工事であっても、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取り替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には左開きの戸を右開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

3) Q、引き戸の取り替え工事について

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合住宅改修の対象となるか。

A、既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば支給対象とはならない。

4) Q、浴室の扉の取り替えについて

車椅子利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象となるのか。引き戸から引き戸への変更であった場合も可能なのか。

A、要介護者、要支援者の身体状況に基づいた理由によるものであるならば、住宅改修の対象に該当する。

5) Q、住宅改修の際、不要となった便器や扉の処分費用について

住宅改修の際、不要となった便器や扉の撤去費用及び処分費用は給付対象となるか。

A、これらの費用は「引き戸等への扉の取り替え」又は「洋式便器等への便器の取り替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから支給対象となる。

6) Q、トイレで入り口等の沓ずり(敷居)撤去に伴う扉の補修について

トイレで入り口等の沓ずりを撤去する段差解消工事を行った場合、扉と床との間に隙間が生るが、この隙間を無くすためにドアの一部を補修(継ぎ足し)する費用は住宅改修の付帯工事として認めてもよいか。

A、付帯工事として給付可能。

7) Q、新たに扉を設置した場合について

要介護者の移動距離を短くして自立を保つために、部屋の壁を壊し新たに扉を設置する場合、住宅改修「引き戸等への扉の取り替え」に該当するか。

A、扉の位置の変更が必要で、かつ位置の変更よりも新設の方が低廉に抑えられる場合に限り、支給対象となる。

5 洋式便器等への便器の取り替え

1) Q、便器の取り替えに伴い、認められる水洗化の工事の範囲

便器の取り替えに伴う給排水設備工事費は「水洗化に伴うもの」を除き、認められている。非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、給排水設備工事費として想定される工事はどのような工事か。浄化槽設置工事や公共下水道に接続する枡からトイレまでの配水工事などは含まれないと考えてよいか。

- A、非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われると思うが、その場合の「便器の取り替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに排水管の長さや位置を変える場合である。よって浄化槽設置工事や公共下水道に接続する枡からトイレまでの配水工事などは含まれない。

2) Q、洋式便器の改修工事について

リウマチ等で膝が十分に曲がらない場合や、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便所の便座を高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして住宅改修の支給対象となるのか。

- ①洋式便器を嵩上げする場合
- ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
- ③補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

- A、①は支給対象となる場合がある。ただし、まずは福祉用具購入を検討すること。

②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば支給対象とはならないが、当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば便器の取り替えとして住宅改修の支給対象となる。

③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上において高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

3) Q、和式便器の腰掛式への変更について

和式便器の上に置いて、腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するのか。

- A、腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。

4) Q、洋式便器への便器取り替え工事について

和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取り替えは住宅改修の支給対象となるのか。

- A、商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器への取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

5) Q、既存洋式便器の洗浄機能の取り付けについて

既存の洋式便器の便座から暖房便座、洗浄機能が付加された便座に取り替える場合、住宅改修の支給対象となるのか。

- A、介護保険制度において、便器の取り替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合を想定しているためである。暖房便座、洗浄機能等のみを目的として取り替える場合は支給対象とはならない。

6) Q、洋式便器への取り替えを行った場合における住宅改修告示第6号の範囲について

男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を一つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当するのか。

- A、便器の取り替えに伴う仕切り壁の撤去は住宅改修の対象となる。なお単に壁を撤去するというだけでは付帯工事に該当しない。

- 7) Q、洋式トイレの向きをかえる場合の取扱い
障害に適應するように現に使用している洋式トイレの向きをかえる工事を行う場合の工事費用は給付の対象となるのか。
A、「洋式便器等への便器の取り替え」として対象となる。
- 8) Q、既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について
既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、洋式便器等への取り替えとはならないので、住宅改修の対象とならないと判断していいか。なお、既存のトイレは家族がそのまま使用することとなります。
A、住宅改修の対象とはならない。
- 9) Q、一つの住宅に複数の被保険者がいる場合のトイレの改修工事について
同一世帯に二人(夫婦)の被保険者が関わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取り替え(和式から洋式)は妻(要介護1)、その段差解消と手すりの取り付けについては夫(要支援)というようにおのおのの必要度に応じて、工事を設定することは可能か。
A、重複しなければ可能。

6 支給申請関係について

- 1) Q、領収書について
領収書はコピーでもよいのか。
A、申請時にその場で領収証書の原本を提示してもらうことによって確認を行う。
- 2) Q、工事内訳書について
支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるがすべて区分しなければならないか。
A、工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分していることとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。
そのため、材料費や施工費が区分できない工事については無理に区分する必要は無いが、工事の内容や規模がわかるようにする必要はある。
- 3) Q、添付写真の日付について
申請書に添付する必要がある住宅改修の現場写真は、日付がわかるものであることとなっているが、日付機能が無い場合はどうするのか。
A、工事現場で黒板等を使って日付を写し込んでるように、黒板や紙等に日付を書いて写真に写し込むこと。
- 4) Q、住宅改修費・福祉用具購入費の費用額の記載について
介護保険給付対象額を超える住宅改修費、福祉用具購入費の場合、費用額は保険給付対象額の上限を記載するのか。費用総額を記載するのか。
A、介護保険給付対象額を超える場合の費用額は、総額を記載する。
- 5) Q、亡夫所有の家屋を改修する場合について
亡き夫所有の家屋を住宅改修する場合、承諾書はどうしたらよいか。
A、住宅改修承諾書は提出する必要はない。所有者欄に名義人の名前を記載し、続柄に亡夫と記載すること。

7 ケアハウス等

1) Q、ケアハウスにおける住宅改修について

介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされているが、ケアハウス入居者が要介護認定を受け、自らの希望により、入所しているケアハウスの住宅改修を行った場合（施設の運営主体は了解済）、給付対象となるか。補助事業により建設されたケアハウスの改修は給付対象とならないと考えてよいか。

A、軽費老人ホームの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く）は、制度上、住宅改修は可能だが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものになっているはずであり、一般的には想定していない。ただし、高齢者の身体の状態によっては、個別の対応（手すりの取り付けなど）が必要な場合もあるのでその場合には、住宅改修費の支給は認められる場合もある。

2) Q、有料老人ホーム入所者の住宅改修について

有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりをつける場合、住宅改修の対象として介護報酬を算定してよいか。介護保険法第7条第6項の規定によると、有料老人ホームの居室についても居室に含まれることになっており、住宅改修についても対象となると考えてよいか。

A、有料老人ホームの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く）は、制度上住宅改修は可能だが、有料老人ホームの居室は、高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。ただし、高齢者の身体の状態によっては、個別の対応（手すりの取り付けなど）が必要な場合もあるのでその場合には、住宅改修費の支給は認められる場合もある。

8 その他

1) Q、新築住宅の竣工日以降の改修工事について

新築の住宅は住宅改修と認められないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は給付対象となるか。

A、竣工日以降に手すりを取り付ける場合は給付対象となる。

2) Q、賃貸アパート共有部分の改修費用について

賃貸アパートの廊下などの共有部分は住宅改修の支給対象となるか。

A、賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は当該高齢者専用の居室内に限られるものと考えているが、洗面所やトイレが共同となっている場合は当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共有部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。

しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共有部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

3) Q、賃貸住宅退去時の改修費用について

賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は住宅改修の給付対象となるか。

A、給付対象とはならない。

介護保険住宅改修ご利用の手引き

(施工業者向け)

令和7年1月

発行 太宰府市健康福祉部介護保険課

〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺1丁目1番1号

電話 092-921-2121

F A X 092-925-0294

<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>